

# 豊中市公金管理基準

## 第1 目的

この基準は、豊中市会計管理者が所掌する公金の適正な管理（保管及び運用をいう。以下同じ。）を確保するため、豊中市公金の管理に関する基本方針第10（2）の規定に基づき、基準を定めることを目的とする。

## 第2 公金の範囲

この基準で公金とは、歳計現金（会計管理者から資金の前渡を受けた職員が保管する資金を含む。）、歳入歳出外現金、基金及び一時借入金をいう。

## 第3 公金の保管及び運用の選択基準

公金の保管及び運用にあたっては、次の事項を考慮して、金融商品の選択を行う。

- ①安全性の確保・・・借入債務と相殺可能な範囲を超える額の保管及び運用を行う場合は、預金と預金以外の商品を合わせた形での保管及び運用を図る。
- ②流動性の確保・・・歳計現金については、不測の事態に備えるため余裕資金のうち一定の額は、すみやかに換金可能な商品での運用を図り、基金のうち一時繰替が可能な基金については、支払準備金の状況を勘案しながら運用を図る。
- ③有利性の追求・・・資金運用面だけでなく資金調達面との連携も密接にしたうえで、総合的に有利な運用を図る。
- ④効率性の追求・・・費用対効果を勘案したうえで、過大な事務量を投下することがないよう留意する。

また、預金債権と借入債務との相殺については、地方公営企業の預金債権と借入債務も保険事故が生じた場合には本市の債権債務として名寄せされるため、日々連絡調整を行うものとする。

## 第4 歳計現金の管理

歳計現金の管理にあたっては、運用可能な資金量を把握するため、資金計画等の資金収支の見通しを適正に立てて、日々の必要な支払準備金を確保したうえで、支払準備金を上回る余裕資金が一定期間見込まれる場合に、合理的な運用額及び運用期間を設定して運用するものとする。

### 1 保管及び運用方法

歳計現金の保管及び運用については、次に挙げる金融商品により行う。

- ア 当座預金
- イ 普通預金
- ウ 通知預金

- エ 別段預金
- オ 定期預金
- カ 譲渡性預金
- キ 為替予約付外貨預金
- ク 国庫短期証券

なお、歳計現金のうち支払準備金については、原則として指定金融機関の決済用預金で保管するものとする。ただし、会計管理者が必要と認める場合は、普通預金で収納し、保管することができる。

## 2 運用期間

歳計現金のうちで、支払準備金を上回る余裕資金の運用期間については、1年を超えないものとする。

また、保管及び運用にあたっては、当該商品を満期日まで保有することとする。

ただし、次の場合については、元本保証のある預金商品に限り、運用中の預金の解約を行うことができる。

- (1) 資金の安全性を確保するために必要な場合
- (2) 流動性を確保するためにやむを得ない場合

## 3 預入先金融機関の選定

1に定める金融商品のうち、預金（アからキまで）による保管及び運用にあたっては、競争性に優れた引合方式又は機動性に優れた相対方式のうち、資金状況や金利動向等に留意し、効率性の高い方法を用いる。

ただし、金額が1億円を超えかつ期間が3ヶ月以上に渡る運用については、原則として引合方式を用いるものとする。

なお、選定にあたっては、豊中市公金の管理に関する基本方針第5（2）の規定にある公金の保護策として、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関のうちで、破綻した時に預金債権と相殺可能な借入債務（保証債務を含む。）を有する公金保護が図れる金融機関を優先する。

優先すべき金融機関が1者しかないときは、原則として引合方式を採用すべき場合でも、例外的に相対方式の採用も可とする。

## 4 市長の承認

指定金融機関以外の金融機関に預け入れる場合は、会計管理者は市長の承認を受けるものとする。ただし、破綻したときに預金債権と相殺可能な借入債務を有する金融機関に、相殺可能な範囲内を目処に預金するときは、あらかじめ市長の承認を受けたものとみなす。

## 第5 歳入歳出外現金の保管

歳入歳出外現金の保管は、歳計現金の例による。

## 第6 基金に属する現金の管理

基金に属する現金の管理にあたっては、市長の決定した運用方針に基づき運用するものとする。市長が決定する運用方針には、運用金額及び運用期間並びに歳計現金への一時繰替の実施及び債券運用の有無について、定めるものとする。

### 1 運用方法

#### (1) 一括運用

基金に属する現金の管理にあたっては、個別の基金ごとに金融商品を決定し運用する方法の他、必要に応じ、個々の基金を一括して管理、運用し、基金全体と金融商品総額の対応づけを行う運用（以下「一括運用」という。）を行うことができる（定額運用基金は除く）。

この場合において、一括運用から生じた利息については、各基金の積立額に応じて案分するものとする。

#### (2) 運用する金融商品

基金の運用については、第4の1のアからクまでに定めるもののほか、次に挙げる金融商品により行う。

- ア 国債
- イ 政府保証債
- ウ 地方債
- エ 地方公共団体金融機構債

なお、基金のうち積立基金に属する現金で条例に定めのあるものは、市の借入金の抑制を図るため、市長の決定した運用方針により、歳計現金への繰替運用をすることができる。

### 2 運用期間

基金の運用期間については、市長の決定した運用方針によるものとし、そのほかは歳計現金の例による。

### 3 預入先金融機関の選定

基金の運用にかかる預入先金融機関の選定は、歳計現金の例による。

### 4 運用内容の通知

市長の決定した運用方針に基づいて運用を行ったときは、その運用内容について、各基金管理者宛てに通知する。また、預金の中途解約等を行ったときも、各基金管理者宛てに通知する。

## 第7 一時借入金の保管

一時借入金は、歳計現金として保管する。

## 第8 債券の運用

債券による運用については、豊中市公金の管理に関する基本方針に定めるもののほか、別に定める債券運用細則による。

### 附 則

この基準は、平成17年4月1日から実施する。

### 附 則

この基準は、平成19年4月1日から実施する。

### 附 則

この基準は、平成26年4月1日から実施する。ただし、第4の1の規定にあるなお書きについては、平成26年8月1日から実施する。

### 附 則

この基準は、平成30年4月1日から実施する。

### 附 則

この基準は、平成31年4月1日から実施する。

### 附 則

この基準は、令和3年12月1日から実施する。